



長期優良住宅の認定を受けた住宅の抽出調査にご協力をお願いします

この書類が届いた皆様がお住まいの住宅は、「長く住み続けられる住宅」として、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、その建築の性能などや維持保全に関する計画（「長期優良住宅建築等計画」といいます。）について審査を受け、基準を満たしているという認定を受けています。

このような住宅を、一般的な住宅と区別して「認定長期優良住宅」と呼んでいます。長期優良住宅の認定を受けた方は、「長く住み続けられる住宅」を実現するために

- 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全を行うこと
- 維持保全の状況に関する記録を作成し、適切に保存すること
- 所管行政庁の求めに応じて維持保全状況について報告を行うこと

が法律によって義務付けられています。

今回の調査は、「長期優良住宅建築等計画に基づいて維持保全（メンテナンス）をしているか」「維持保全の記録を保存しているか」を確認するために行うものです。



**長期優良住宅に住む方は
定期的にメンテナンスをする責務があります。
大切な自宅を次の世代に引き継ぐためにも
しっかりとメンテナンスを行いましょう！**

? 「維持保全」とは何か？

定期的な点検・補修のことです。具体的にどのようなことを行うかは、認定を受けた際の維持保全計画によることとなっています。

? 「記録の保存」とは何か？

長期優良住宅の建築や維持保全の状況などに関する記録を作成し、保存することが義務づけられています。保存しなければならない図書については、裏面の『認定長期優良住宅における記録の作成と保存について』をご覧ください。

? 「長期優良住宅等計画」がどこにあるのかわからない

長期優良住宅の認定を受けた時の申請図書の中にあります。住宅を建てた時の設計図面と一緒に保管していませんか？見つからなければ、住宅の設計や建設をした会社に問い合わせてください。



認定長期優良住宅における記録の作成と保存について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 11 条第 1 項に基づき、認定計画実施者は認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

省令	条文	概要	
		作成・保存する項目	記載されている図書の例
	法第 11 条第 1 項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。	認定を受けた長期優良住宅の建築と維持保全の以下の項目の情報について記載した図書(*)を作成し、保存する。	
第 16 条 第 1 項	第 1 号 法第 5 条第 6 項各号に掲げる事項	長期優良住宅建築等計画に記載する事項 ・住宅の位置 ・住宅の構造及び設備 ・住宅の規模 ・維持保全の方法及び期間 ・建築及び維持保全に係る資金計画 等	・長期優良住宅建築等計画 (第 1 号様式、第 1 の 2 号様式)
	第 2 号 法第 6 条第 1 項の認定を受けた旨、その年月日、認定計画実施者の氏名及び認定番号	認定通知に記載される事項 ・認定番号 ・認定年月日 ・認定を受けた者の氏名 ・認定対象住戸番号 等	・認定通知書 (第 2 号様式)
	第 3 号 法第 8 条第 1 項の変更の認定(法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による第 8 条第 1 項の変更の認定を含む。第 9 号において同じ。)を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容	変更認定があった場合 ・変更認定があったこと ・変更認定年月日 ・変更の内容 等	・変更認定申請書 (第 3 号様式、第 5 号様式又は第 6 号様式) ・変更認定通知書 (第 4 号様式)
	第 4 号 法第 10 条の承認を受けた場合は、その旨並びに承認を受けた者の氏名並びに当該地位の承継があった年月日及び当該承認を受けた年月日	地位の承継について承認を受けた場合 ・地位の承継があったこと ・承認を受けた者の氏名 ・地位の承継があった年月日 ・承認を受けた年月日 等	・承認申請書 (第 7 号様式) ・承認通知書 (第 8 号様式)
	第 5 号 法第 12 条の規定による報告をした場合は、その旨及びその年月日並びに当該報告の内容	所管行政庁より報告を求められた場合 ・報告を求められたこと ・報告した年月日 ・報告内容	・報告した内容を記載した図書
	第 6 号 法第 13 条の規定による命令を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該命令の内容	所管行政庁より命令を受けた場合 ・命令を受けたこと ・命令を受けた年月日 ・命令の内容	・所管行政庁の命令を記載した通知
	第 7 号 法第 15 条の規定による助言又は指導を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該助言又は指導の内容	所管行政庁から助言又は指導を受けた場合 ・助言又は指導を受けたこと ・助言又は指導を受けた年月日 ・助言又は指導の内容	・所管行政庁の助言又は指導を記載した通知
	第 8 号 添付図書に明示すべき事項	認定申請した住宅の設計内容 等 ・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 等 (省令第 2 条第 1 項を参照)	・設計図書 等
	第 9 号 法第 8 条第 1 項の変更の認定を受けた場合は、第 8 条に規定する添付図書に明示すべき事項	認定申請に変更があった場合の設計内容 等 ・上に同じ	・設計図書 等
	第 10 号 長期優良住宅の維持保全を行った場合は、その旨及びその年月日並びに当該維持保全の内容(維持保全を委託により他の者に行わせる場合は、当該他の者の氏名又は名称を含む。)	実施した維持保全(点検・補修等)の内容 等 ・維持保全を行ったこと ・維持保全を行った年月日 ・維持保全の内容 ・維持保全を委託した場合の委託先	・維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書 等

* 電子データ等による作成・保存も可